

佐賀県立唐津工業高等学校 運動部活動に係る活動方針

○基本方針

「部活動による人づくり」の具現化に向け、運営体制を整え、適切かつ効果的な活動を通じ、生徒の心身の健全な育成を図る。

○適切な運営のための体制整備

- 年間の活動計画、活動実績を作成し、管理職に提出
- 部活動顧問の複数配置（ワークシェアリングによる負担の軽減）

○合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- 事故の未然防止（施設・設備の点検）
- 体罰等の根絶に向けた共通理解の促進
- 教員全員による心肺蘇生法・AED使用の研修を義務づける。

○適切な休養日の設定

- 学期中は原則として週あたり2日以上以上の休養日を設ける。（平日1日、週休日1日）
ただし、週休日に活動する必要がある場合には休養日を平日に振り替える。
- 定期試験1週間前及び定期試験中（最終日は除く）の活動は原則禁止

○長期休業等の休業日については、学期中に準じた扱いとする。ただし、長期休業の趣旨を鑑み、生徒及び教師が家族地域で過ごす時間等の確保に配慮し、両者にとって無理のない適切な計画を立て、ある程度の長期休業期間を設ける。

○活動時間

- 平日：原則2時間程度
- 休業日：原則3時間程度（学期中の週末含む）
ただし、大会参加はこの限りではない。
- 考査中（最終日は除く）及び、1週間前は原則禁止とする。
ただし、公式戦が考査後1か月以内にある場合は、校長に活動許可申請を行う。

○参加する大会や練習試合等の見直し

- 生徒と顧問が参加する大会等を精査し、負担軽減を図る。
- シーズン期とシーズン期以外の活動にメリハリをつけ、生徒のモチベーション維持に努める。

○生徒の安全の確保

- 練習および練習試合については、生徒の安全を最優先にする。気候変動や夏においては「落雷」「熱中症予防」等について十分注意を払う。

○大会への参加

- 顧問は、事前に大会名、主催者、期日、会場、引率者等を明記した計画書を校長へ提出する。
- 校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び運動部顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合等を精査する。